

令和7年第3回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和7年第3回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第6号議案	吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
2	第7号議案	吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則について
3	第8号議案	令和7年度吉川市教育行政重点施策について
4	第9号議案	第4次吉川市子ども読書活動推進計画の策定について
5	第10号議案	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
6	第11号議案	教育支援センター指導員の任命について
7	第12号議案	吉川市学校プールのあり方について
8	第13号議案	吉川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
9	第14号議案	令和7年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について

第6号議案

吉川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

吉川市教育委員会事務局組織規則（平成14年吉川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正することについて、議決を求める。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項の表示を除く。）を加える。

改正後			改正前		
(分掌事務)			(分掌事務)		
第3条 課の分掌事務は、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表中欄に掲げる係等が所掌するものとする。			第3条 課の分掌事務は、それぞれ次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表中欄に掲げる係等が所掌するものとする。		
課	係等	分掌事務	課	係等	分掌事務
略			略		
学校 教育 課	学校支 援担当	1～13 略 14 教科用図書及び副読本の <u>採扱</u> に関する こと。 15～18 略	学校 教育 課	学校支 援担当	1～13 略 14 教科用図書及び副読本に関するこ と。 15～18 略
	I C T 教育推 進担当	1～3 略 4 <u>教科用図書及び副読 本に関すること（採 扱に関することを除 く）。</u>		I C T 教育推 進担当	1～3 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

デジタル教科書の普及に伴い、教科用図書及び副読本に関する分掌事務を整理したいため、この案を提出するものである。

第7号議案

吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則について

吉川市立小学校及び中学校の就学に関する規則（平成19年吉川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">(指定の通知)</p> <p>第8条 施行令第5条第2項の規定による指定校の指定は、住所地の変更により就学、転入学又は編入学をする場合にあっては<u>転出入通知書</u>（様式第3号）、それ以外の場合にあっては入学通知書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">吉川小学校</td> <td>木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、吉川一丁目、吉川1400番地から2076番地まで、栄町673番地から</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	吉川小学校	木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、吉川一丁目、吉川1400番地から2076番地まで、栄町673番地から	<p style="text-align: center;">(指定の通知)</p> <p>第8条 施行令第5条第2項の規定による指定校の指定は、住所地の変更により就学、転入学又は編入学をする場合にあっては<u>転入転出通知書</u>（様式第3号）、それ以外の場合にあっては入学通知書（様式第4号）により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">学校名</th> <th style="width: 80%;">通学区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">吉川小学校</td> <td>木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、<u>631番地から640番地</u>、<u>642番地の一部</u>、<u>643番地の一部</u>、64</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	通学区域	吉川小学校	木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、 <u>631番地から640番地</u> 、 <u>642番地の一部</u> 、 <u>643番地の一部</u> 、64
学校名	通学区域								
吉川小学校	木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、吉川一丁目、吉川1400番地から2076番地まで、栄町673番地から								
学校名	通学区域								
吉川小学校	木売一丁目、中川台、平沼一丁目、平沼1番地から316番地まで、 <u>631番地から640番地</u> 、 <u>642番地の一部</u> 、 <u>643番地の一部</u> 、64								

	<p>797番地まで、809番地から861番地まで、871番地から875番地まで、883番地から924番地まで、1364番地から1384番地まで、保一丁目、保1番地から315番地まで、中央一丁目1番地、7番地、8番地の一部、9番地から12番地まで、19番地の一部、20番地の一部、21番地から24番地まで、中央二丁目1番地の一部、3番地の一部、5番地</p>		<p><u>4番地の一部645番地から672番地まで、925番地から997番地まで、1242番地、1243番地、1301番地から1309番地まで、吉川一丁目、吉川169番地から172番地まで、173番地の一部、174番地の一部、198番地の一部、199番地の一部、203番地の一部、1400番地から2076番地まで、栄町673番地から797番地まで、809番地から861番地まで、871番地から875番地まで、883番地から924番地まで、1364番地から1384番地まで、保一丁目、保1番地から315番地まで</u></p>
略		略	
三輪野江小学校	<p>会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、飯島、加藤、上笹塚、上笹塚一丁目から三丁目まで、小松川、皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、鹿見塚、関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、土場、中井、中井一丁目から三丁目まで、中</p>	三輪野江小学校	<p>会野谷、会野谷一丁目、会野谷二丁目、飯島、加藤、上笹塚、上笹塚一丁目から三丁目まで、小松川、皿沼、皿沼一丁目、皿沼二丁目、鹿見塚、関新田、関新田一丁目、関新田二丁目、土場、中井、中井一丁目から三丁目まで、中</p>

	島、中島一丁目から三丁目まで、半割、平方新田、深井新田、二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目、 <u>中央三丁目6番地、7番地</u>		島、中島一丁目から三丁目まで、半割、平方新田、深井新田、二ツ沼、二ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、三輪野江、三輪野江一丁目、三輪野江二丁目、吉屋、吉屋一丁目、吉屋二丁目
関小学校	須賀、川野、川富、関、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、 <u>中央一丁目2番地から6番地まで、8番地の一部、13番地から18番地まで、19番地の一部、20番地の一部</u>	関小学校	須賀、川野、川富、関、吉川二丁目、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、 <u>吉川173番地の一部、174番地の一部、175番地から197番地まで、198番地の一部、199番地の一部、200番地から202番地まで、203番地の一部、204番地から233番地まで、313番地から339番地まで、平沼642番地の一部、643番地の一部、644番地の一部</u>
略		略	
栄小学校	きよみ野一丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、新栄一丁目、新栄二丁目、栄町（吉川小学校区、北谷小学校区を除く。）、 <u>中央二丁目1番地の一部、2番地、3番地</u>	栄小学校	きよみ野一丁目、きよみ野四丁目、きよみ野五丁目、 <u>栄町、新栄一丁目、新栄二丁目、平沼（吉川小学校区、関小学校区を除く。）、吉川（吉川小学校区、関小学校区</u>

	の一部、4番地、6番地から 48番地まで、中央三丁目1 番地から5番地まで、8番地 から50番地まで
略	

(2) 中学校

学校名	通学区域
東中学校	旭、上内川、下内川、拾壱 軒、鍋小路、八子新田、南広 島、川藤、会野谷、会野谷一 丁目、会野谷二丁目、飯島、 加藤、上笹塚、上笹塚一丁目 から三丁目まで、小松川、皿 沼、皿沼一丁目、皿沼二丁 目、鹿見塚、関新田、関新田 一丁目、関新田二丁目、土 場、中井、中井一丁目から三 丁目まで、中島、中島一丁目 から三丁目まで、半割、平方 新田、深井新田、二ツ沼、二 ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、 三輪野江、三輪野江一丁目、 三輪野江二丁目、吉屋、吉屋 一丁目、吉屋二丁目、きよみ 野一丁目、きよみ野四丁目、 きよみ野五丁目、 <u>中央三丁目</u> <u>6番地、7番地</u>
略	

	を除く。)、栄町（吉川小学 校区、北谷小学校区を除 く。)
略	

(2) 中学校

学校名	通学区域
東中学校	旭、上内川、下内川、拾壱 軒、鍋小路、八子新田、南広 島、川藤、会野谷、会野谷一 丁目、会野谷二丁目、飯島、 加藤、上笹塚、上笹塚一丁目 から三丁目まで、小松川、皿 沼、皿沼一丁目、皿沼二丁 目、鹿見塚、関新田、関新田 一丁目、関新田二丁目、土 場、中井、中井一丁目から三 丁目まで、中島、中島一丁目 から三丁目まで、半割、平方 新田、深井新田、二ツ沼、二 ツ沼一丁目、二ツ沼二丁目、 三輪野江、三輪野江一丁目、 三輪野江二丁目、吉屋、吉屋 一丁目、吉屋二丁目、きよみ 野一丁目、きよみ野四丁目、 きよみ野五丁目
略	

<p>中央中学校</p>	<p>吉川1400番地から2076番地まで、吉川一丁目、吉川二丁目、須賀、川野、川富、関、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、栄町、新栄一丁目、新栄二丁目、<u>中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目1番地から5番地まで、8番地から50番地まで</u></p>	<p>中央中学校</p>	<p>吉川1400番地から2076番地まで、吉川一丁目、吉川二丁目、須賀、川野、川富、関、吉川団地、きよみ野二丁目、きよみ野三丁目、栄町、新栄一丁目、新栄二丁目、<u>平沼（南中学校区を除く）、中央土地区画</u></p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>様式第1号（第4条関係）</p>		<p>様式第1号（第4条関係）</p>	
<p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名</p> <p style="text-align: center;">調整選択申請書</p> <p>略</p>		<p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">調整選択申請書</p> <p>略</p>	
<p>様式第2号（第5条関係）</p>		<p>様式第2号（第5条関係）</p>	
<p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名</p> <p style="text-align: center;">学校選択申請書</p> <p>略</p>		<p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">学校選択申請書</p> <p>略</p>	
<p>様式第6号（第9条関係）</p>		<p>様式第6号（第9条関係）</p>	
<p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名</p>		<p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 ㊟</p>	

<p style="text-align: center;">指定学校変更申請書</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">指定学校変更申請書</p> <p>略</p>
<p>様式第 8 号 (第 10 条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名</p> <p style="text-align: center;">区域外就学願</p> <p>略</p>	<p>様式第 8 号 (第 10 条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">区域外就学願</p> <p>略</p>

様式第 3 号を次のように改める。

転 出 入 通 知 書

年 月 日					
保護者氏名 連絡先					
異 動 日 年 月 日 学校転入日 年 月 日 学校転出日 年 月 日					
児 童 又 は 生 徒	新住所				
	旧住所				
	氏 名	性別	生年 月 日	年 月 日	
新 学校 第 学年 旧 学校 第 学年 通知理由					
上記のとおり届出がありましたので通知いたします。					
年 月 日					
吉川市立 学校長 殿					
吉川市教育委員会					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

中央土地区画整理地内の換地処分に伴い住所変更となった地区名を変更することに加え、様式を変更したいため、この案を提出するものである。

第8号議案

令和7年度吉川市教育行政重点施策について

令和7年度吉川市教育行政重点施策を策定することについて議決を求める。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和7年度吉川市教育行政重点施策について、別紙のとおり策定したいので、この案を提出するものである。

第9号議案

第4次吉川市子ども読書活動推進計画の策定について

第4次吉川市子ども読書活動推進計画を策定することについて議決を求める。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和7年3月をもって「第3次吉川市子ども読書活動推進計画」の計画期間満了になることから、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、子どもが読書に親しむ機会の充実と読書環境の整備・充実を図るため、「第4次吉川市子ども読書活動推進計画」を策定したいので、この案を提出するものである。

第10号議案

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、別紙のとおり議決を求める。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期満了に伴い、別紙の表に掲げる者を令和7年4月1日付けで新たに委嘱するため、この案を提出するものである。

第11号議案

教育支援センター指導員の任命について

教育支援センター指導員を任命することについて、議決を求める。

1 教育支援センター指導員名簿

	氏名	住所	勤続年数
1	<small>しんつう</small> 進通 <small>あやの</small> 綾乃	吉川市	6年目
2	<small>つぼい</small> 坪井 <small>しゅんじ</small> 俊治	越谷市	3年目
3	<small>たかはし</small> 高橋 <small>はじめ</small> 始	三郷市	2年目
4	<small>まえだ</small> 前田 <small>みのる</small> 稔	松伏町	1年目

2 任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

教育支援センター指導員の任期満了に伴い、表に掲げる者を令和7年4月1日付けで新たに任命するため、この案を提出するものである。

第12号議案

吉川市学校プールのあり方について

吉川市学校プールのあり方について、議決を求める。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

吉川市学校プールのあり方について、別紙のとおり策定したいので、この案を提出するものである。

第13号議案

吉川市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

吉川市公民館条例施行規則（昭和62年吉川町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正することについて、議決を求める。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第10条 公民館に<u>公民館担当</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第10条 公民館に<u>公民館係</u>を置く。</p>
<p>(<u>公民館担当</u>の事務)</p> <p>第11条 <u>公民館担当</u>においては、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>担当</u>の庶務に関すること。</p>	<p>(<u>公民館係</u>の事務)</p> <p>第11条 <u>公民館係</u>においては、次の事務を所掌する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>係</u>の庶務に関すること。</p>
<p>(副館長)</p> <p>第12条 略</p>	<p>(副館長)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 係に係長を置く。</u></p>
<p>(職務)</p> <p>第13条 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第13条 略</p>

<p>2 略</p> <p>3 前2項に規定する以外の職については、吉川市教育委員会事務局の例による。</p>	<p>2 略</p> <p>3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。</p> <p>4 前3項に規定する以外の職については、吉川市教育委員会事務局の例による。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、吉川市中央公民館公民館係長の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、吉川市中央公民館公民館担当主査の職に命じられたものとする。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

現在の「公民館係」を改め「公民館担当」とし、人事配置を柔軟に行いたいので、この案を提出するものである。

第14号議案

令和7年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について議決を求める。

令和7年3月25日提出

吉川市教育委員会教育長 戸張利恵

提案理由

令和7年4月1日付けで職員の人事異動を別紙のとおり行いたいので、この案を提出するものである。